

第二部

第三次実施計画の具体的な展開

- 第 1 章 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実
- 第 2 章 都立特別支援学校の適正な規模と配置
- 第 3 章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備
- 第 4 章 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備
- 第 5 章 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実

第1章

都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

第1章 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

1 障害の種類と程度等に応じた教育内容の充実

【現状と課題】

都教育委員会ではこれまで、第一次・第二次実施計画を通じて、幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長することを基本理念に、個別の教育支援計画の導入、自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の教育課程の研究・開発、中・高一貫型の聴覚障害特別支援学校の教育課程の研究・開発、病弱特別支援学校高等部の教育課程の研究・開発、複数の障害教育部門を活かした教育課程の研究・開発、障害が重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫した教育に関する研究・開発など、都立特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化に対応した教育内容・方法の充実に努めてきました。

しかしこの間、都立知的障害特別支援学校においては自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発が進む一方で、自閉症を伴わない児童・生徒の教育内容・方法の充実が課題となっていることや、障害の重複化に対応するための複数の障害教育部門を活かした教育課程の研究・開発についてはいまだ工夫・改善の余地があること、病気で入院している児童・生徒の教育環境の整備や都立肢体不自由特別支援学校における外部人材との連携による教育の在り方などの課題も浮き彫りになっています。

また、現在、都立知的障害特別支援学校高等部在籍者の約70%は、公立中学校から進学してくる障害の程度が比較的軽度の生徒で占められています。障害のある児童・生徒数の将来推計によれば、平成32年度の知的障害特別支援学校の在籍者は、平成21年度比で2,507人の増が見込まれており、この増加予測の要因の一つには公立中学校からの進学者の更なる増加もあるものと推測されます。

こうした状況の中、第三次実施計画においては、第一次・第二次実施計画の実施過程で浮き彫りになった課題に適切に対応するとともに、今後も見込まれる都立知的障害特別支援学校在籍者の増加等を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒の可能性の最大限の伸長、自立と社会参加に向けた支援の実施など、教育内容・方法の更なる充実を図る必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

都教育委員会ではこれまで、都立特別支援学校在学中に作成・活用される個別の教育支援計画に加えて、就学に当たって区市町村教育委員会と保護者が作成する就学支援計画（就学支援シート及び就学支援ファイル）を就学移行期における個別の教育支援計画として位置付けるとともに、就労等の社会参加に当たっては個別移行支援計画^aの作成・活用を進めるなどして、障害のある幼児・児童・生徒の円滑な移行支援体制の整備に努めてきました。

第三次実施計画においては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人に対して適時・適切な支援を実現していくためには、これまで以上に教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関の連携強化が求められるとの考えから、就学前から学校卒業後までの連続性のある支援を実現するためのツールとして、個別の教育支援計画の更なる整備・充実を図ります。

個別の教育支援計画は、平成17年度の導入以降5年が経過することから、あらためて検討委員会を設置して作成・活用の現状と課題を把握・整理するとともに、連携や移行支援のツールとし

て十分に機能させることができるよう、書式や引継ぎの在り方、個別指導計画への反映方法等について検証と研究を行います。また、個別の教育支援計画を移行支援のツールとして有効に活用できるよう、小学部入学・卒業、中学部入学・卒業等の節目ごとに個別の教育支援計画をとじ込み、次の段階に情報を伝達することをねらいとした支援ファイルを作成・開発するとともに、都立特別支援学校に在籍するすべての幼児・児童・生徒に配布します。

このほか、高等部を卒業した生徒が、卒業後も安心して社会生活を送ることができるよう、安全教育の充実や災害等への対処方法の在り方について検討し、個別移行支援計画に反映させていきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
個別の教育支援計画に基づく支援の充実	導入 (17年度)	検討委員会		→	成果普及
		指導資料作成		→	
		支援ファイルの作成・配布		→	

(2) 都立聴覚障害特別支援学校幼稚部の教育内容の充実

聴覚に障害のある幼児に対して、早期からの専門的な教育を行うことは、その後の言語能力の獲得や社会性の伸長等に向けて極めて重要です。

こうしたことから、第三次実施計画において都立聴覚障害特別支援学校の幼稚部を地域の早期相談・支援の拠点として整備することとあわせて、外部専門家（言語聴覚士等）を活用した自立活動の指導内容・方法の充実など、幼稚部に在籍する幼児に対する教育内容・方法の充実を図ります。また、地域の幼稚園、小学校、区市町村教育委員会等と緊密な連携を図りながら、就学支援計画の作成・活用等を通じて就学に向けた支援を充実させていきます。

(3) 都立知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実

ア 自閉症教育の成果を活かした学習環境の整備・充実

自閉症の児童・生徒にとって教育効果の高い学習環境の整備は、自閉症を伴わない児童・生徒にとっても同様の効果が期待できるとの考えから、これまで学校ごとに取り組んできた学習環境（校内環境）の整備の在り方について研究・開発を進め、都立知的障害特別支援学校全体で共有できる整備方針を示します。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
自閉症教育の成果を活かした学習環境の整備・充実	リフレット等作成・配布	ガイドラインの検討	ガイドラインの作成	実施	→

イ 自閉症の児童・生徒への指導内容・方法の充実

これまでの自閉症教育の成果を踏まえ、中学部における教育課程（「社会性の学習」^{b)}）の研究・開発と「指導書」の作成を行います。

また、実践研究校を指定するなどして、高等部における自閉症教育の研究・開発を進め、都立知的障害特別支援学校全体として質の高い教育を行うことができる環境の整備に努めます。

さらに、こうした研究・開発に並行して「自閉症の児童・生徒で編成した学級^{c)}における指導の検証」を進めるとともに、発達検査講習会を実施するなどして自閉症教育に関する教員の専門性の向上を図ります。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
自閉症の児童・生徒への指導内容・方法の充実	*16～19年度まで試行	教育課程の開発と中学部指導書の作成	成果普及		→
	*22年度より、都立知的障害特別支援学校（小・中学部設置校）全校で、自閉症の教育課程を実施		高等部検討委員会の設置と指定校による研究・開発	→	成果普及
			発達検査講習会の実施		→

（４） 「知的障害」の教育課程の充実

ア 教科等の指導の充実のための研究・開発

第一次・第二次実施計画に基づき、自閉症の教育課程について研究・開発を進める過程において、小・中学部を設置する都立知的障害特別支援学校の教育課程は、「知的障害」と「自閉症」の2つの教育課程（重度・重複学級を含めると3つの教育課程）を編成・実施することとなりました。

これまでの間、自閉症の教育課程に関する研究・開発が進む中で保護者からは、自閉症を伴わない知的障害のある児童・生徒を対象とする従来の教育課程についても、あらためて充実を図ってほしいという期待が寄せられるようになりました。

また、公立中学校の特別支援学級や通常の学級から高等部に進学してくる生徒や保護者には、教科指導の充実に対する高いニーズがあります。

こうした現状を踏まえ、第三次実施計画においては実践研究校を指定し、日常生活・社会生活に必要な基礎的・基本的事項の習得を重視した都立知的障害特別支援学校中学部・高等部用の「各教科の指導内容系統表」や「指導書」の作成、ICT機器^{d)}を活用した自習型学習システム（e-ラーニングシステム^{e)}の研究・開発に取り組むほか、「各教科等を合わせた指導」（生活単元学習^{g)}、遊びの指導^{h)}、作業学習）の単元開発」等に関する実践的研究を進め、「知的障害の教育課程の編成・実施の充実を図ります。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
「知的障害」の教育課程の充実		検討委員会		→	成果普及
		各教科等を合わせた指導に関する研究・開発		→	
			教科指導の充実に関する研究・開発	→	

イ 高等部普通科における教育課程の改善

高等部に在籍する生徒一人一人の自立と社会参加を支援する教育内容・方法の充実を図るため、これまでの成果と課題等を踏まえた検討を行い、教育課程の類型化をより一層推進するなど教育課程の改善を図ります。

具体的方針・方法等については、第三次実施計画に基づいて設置を予定している「都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の設置に関する検討委員会(仮称)」の中で、職業学科と普通科の役割分担を踏まえて検討を進めていきます。

ウ 知的障害が中・重度の生徒のキャリア教育・職業教育の充実

高等部卒業生の企業就労状況を見ると、愛の手帳3度の取得者で企業就労をした生徒の割合は、例えば平成19年度は20%程度にとどまっており、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発や新たな職種・職域の開拓は、今後充実を図っていくべき重要課題と言えます。

中でも作業学習は、働くために必要な知識・技能を体験的に学ぶ学習として、障害が中・重度の生徒には高い教育効果が期待できます。都教育委員会では、第二次実施計画に基づき「職業教育改善校」を指定して作業学習の改善・充実を進めてきましたが、外部の有識者からは、成果が校内の他の作業班や他校に普及していない、都教育委員会としての改善・充実方針が明確になっていない等の指摘も受けていました。

そこで、第三次実施計画では、作業工程の分析や補助具の工夫・開発など、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発に向けた作業学習の改善・充実方針を明確にし、「特別支援学校のキャリア教育・職業教育の研究・充実事業」の中で実践研究校を指定するなどして、研究・開発を推進します。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
特別支援学校のキャリア教育・職業教育の充実		検討	研究・開発	→	成果普及

(5) 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の教育課程の研究・開発

第三次実施計画において新たに設置する知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の教育課程について、平成 23 年度に検討委員会を設置して研究・開発を行います。

(6) 障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実

第二次実施計画においては、複数の障害教育部門の専門性を活かした教育課程の研究・開発に取り組み、主として知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の教育活動事例集を作成し、その成果の普及に努めてきました。

第三次実施計画においては、平成 22 年度に開校した視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する都立久我山青光学園に続き、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校や、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する特別支援学校の設置が予定されています。

こうしたことから、これまでの研究成果を更に発展させ、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門、視覚障害教育部門と知的障害教育部門、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門、肢体不自由教育部門と病弱教育部門、それぞれの障害教育部門を設置する特別支援学校における特色を活かした教育活動の研究・開発を進め、「学習習得状況把握表」などを活用して障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実を図ります。また、視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門については、ICTを活用した教育内容の充実にも努めていきます。

(7) 都立肢体不自由特別支援学校における外部専門家の導入による教育内容・方法の充実

都立肢体不自由特別支援学校の教育内容・方法の充実を図るため、教員、外部専門家（理学療法士等）外部人材（介護の専門家等）などによるチーム・アプローチによる新たな指導体制の構築を進めます。

ア 外部専門家（理学療法士等）の導入による自立活動の指導の充実

都立肢体不自由特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の状態に適切に対応した指導を実施するため、第一次・第二次実施計画における外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等）の導入の成果や課題を踏まえ、第三次実施計画においても、引き続き計画的に導入していきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
外部専門家(理学療法士等)の導入	順次導入 (全校)				→

イ 外部人材（介護の専門家等）の導入による教育条件の改善

児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応し、都立肢体不自由特別支援学校における児童・生徒の安全の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制を整備するため、外部人材（介護の専門家等）の導入を進めます。

都立永福学園と都立青峰学園における試行の状況を検証し、第三次実施計画では、すべての都立肢体不自由特別支援学校に順次導入を進めるとともに、ガイドラインに基づいて教員と外

部人材の協働による教育内容・方法の充実を図ります。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
外部人材(介護の専門家)の導入	試行・検証 (2校)	順次導入			

ウ 都立肢体不自由特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実

都教育委員会では、都立肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供していくため「医療的ケア整備事業」を実施しています。

第三次実施計画では、第一次・第二次実施計画において導入を進めてきた非常勤看護師の配置の現状や課題の整理、各学校における医療的ケアの実施状況や現状把握等に努め、学識経験者や保護者、指導医で構成する「医療的ケア運営委員会」や指導医間の連携促進等を図る「指導医連絡協議会」を運営・活用しながら「医療的ケア整備事業」の充実に努めていきます。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の健康・安全管理や指導内容・方法の充実に資することを目的とした教員研修を継続し、教員の専門性の向上を図ります。

(8) 病院内教育の充実

病気で入院している児童・生徒の教育は、現在、都立肢体不自由特別支援学校の教員を病院に常駐させる「病院内分教室」と、ベッドサイドに教員を派遣する「病院訪問教育」の2つの形態で実施しています。このうち、病院訪問教育は、週3日(1回2時間)を原則として授業を行っています。なお、入院中の学習の遅れを心配する児童・生徒や保護者、病院関係者からは、「指導時数を増やしてほしい」、「もっと多くの教科を教えてほしい」といった要望が従来から寄せられていました。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
訪問教育の充実に 向けた研究・開発		検討委員会			
		e-ラーニング活用部会の実施と学習コンテンツの開発			
			教科学習開発部会の実施		

そこで、第三次実施計画では、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する学校を設置することによってこうしたニーズに対応するとともに、「訪問教育の充実に向けた研究・開発事業(仮称)」において、「訪問教育における教科指導の充実方策に関する検討委員会(仮称)」を設置して

課題の検討を行います。具体的には、現在、都立高等学校等において導入されているe-ラーニングシステムを参考にした学習コンテンツ^kの開発に関する実践的な研究を進めるなど、関係病院とも連携した新たな教科学習システムの開発を行います。

(9) 都立特別支援学校における芸術教育の推進

障害のある児童・生徒の中には、芸術分野において高い能力を発揮する子供たちがいます。近年、障害者の制作による芸術作品が社会的な評価を受ける機会や場が整いつつあり、こうした環境づくりは障害のある人々の自己表現・自己実現の契機の一つとして極めて有意義であり、共生社会の実現に向けても大きなステップとなり得るものです。

そこで、第三次実施計画においては、芸術系大学に在学する学生等の協力を得て、都立特別支援学校高等部の生徒を対象に芸術教育の推進に関する事業を実施し、都立特別支援学校に在籍する生徒の自己表現・自己実現や余暇の有効活用などを図っていきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
特別支援学校の芸術教育の推進		芸術系大学の学生派遣	拡充	拡充	継続
			→		

2 自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実

【現状と課題】

障害のある人々の職業的な自立は、共生社会の実現に向けて大きな意義があります。都は、平成 18 年 12 月に「10 年後の東京 ～東京が変わる～」を公表し、「今後 10 年間で東京の障害者雇用の 3 万人以上の増加を目指す」という施策目標を掲げました。この施策目標の達成に向けて、都教育委員会としても、都立特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実を図り、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を支援していくことは極めて重要な課題といえます。

都教育委員会では、第一次・第二次実施計画を通じて、企業就労率 100%を目指す知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科及び普通科職業コースの設置や大学進学を目指す中高一貫型聴覚障害特別支援学校の設置など、障害のある生徒一人一人の多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実に努めてきました。これまでに開校した都立知的障害特別支援学校高等部職業学科(都立永福学園、都立青峰学園、都立南大沢学園)の出願者や都立中央ろう学校の入学者の増加は、こうした施策に対する都民のニーズの反映と考えられます。そして、都立永福学園就業技術科や都立足立特別支援学校普通科職業コースにおいては、この不況の中でほぼ 100%に近い企業就労率を達成し、都立中央ろう学校においても大学進学者が巣立つなど、生徒や保護者はもとより、都民の期待にもこたえる実績を上げています。

その一方で、都立肢体不自由特別支援学校においては、児童・生徒の障害が全般的に重度・重複化の傾向にあることから、企業就労や大学進学を希望する生徒や保護者のニーズに十分にこたえきれていないことや、知的障害特別支援学校高等部職業学科においても、就労を目指して専修学校等への進学を希望する生徒のための「キャリア・アップコース」の教育内容や進路指導の研究・開発が望まれるといった課題があります。

近年、自立と社会参加の考え方は多様化しています。都立特別支援学校高等部に進学してくる生徒や保護者のニーズも多様になっていることから、今後、都立特別支援学校においては、関係機関及び民間企業等との積極的な連携によって職業教育の充実や就労に向けた新たな職種・職域の開拓を進めるだけでなく、大学や専修学校等とも緊密な連携を図りながら、障害のある児童・生徒にとって多様な社会参加の在り方を模索していく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 職業的な自立を目指す教育内容・方法の充実

ア 都立視覚障害特別支援学校における職業教育の充実

第一次・第二次実施計画に引き続き、視覚障害に対応した情報機器の整備等、普通科における情報教育の充実、保健医療科及び理療科における資格取得(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師)に向けた職業教育の充実を図ります。

また、企業における「ヘルスキーパー」^mの役割等に関する理解啓発を進め、就労先の拡大を図ります。

イ 都立聴覚障害特別支援学校における職業教育の充実

第一次・第二次実施計画に引き続き、都立立川ろう学校及び都立葛飾ろう学校の高等部普通科及び専攻科における職業教育の充実を図ります。

具体的には、今後も民間の専門技術者を講師に招いて職業技術の習得を図るとともに、関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の在り方について検討を進めていきます。

ウ 都立知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実

職業学科における職業教育の充実

第二次実施計画に引き続き、職業学科（普通科職業コースを含む）では、民間の専門技術者を講師に招き、職業教育の充実を図っていきます。職業学科及び普通科職業コース設置校では、教育内容・方法の更なる充実を図るとともに、民間や関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の充実に努め、生徒全員の一般企業就労を目指します。

第三次実施計画において新たに設置する職業学科に関しては、設置規模や地域性等を踏まえた教育課程、設置計画等について、平成 23 年度に検討委員会を設置して研究・開発を進めます。

普通科における職業教育の充実

普通科においては、教育課程の類型化を推進するとともに、「特別支援学校のキャリア教育・職業教育の研究・充実事業」の中で実践研究校を指定するなどして作業学習の改善・充実に努め、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発や就労に向けた新たな職種・職域の開拓に努め、企業就労率の向上を図ります。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
知的障害特別支援学校高等部の職業教育の充実		指定校		→	成果普及

エ 都立肢体不自由特別支援学校における職業教育の充実

都立肢体不自由特別支援学校には、一般企業への就労を希望する生徒が在籍しており、こうした生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要があります。

こうしたことから、第三次実施計画においては、「特別支援学校のキャリア教育・職業教育の研究・充実事業」の中で指定校を指定するなど、都立肢体不自由特別支援学校の職業教育の充実策について検討していきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
肢体不自由特別支援学校高等部のキャリア教育・職業教育の充実		指定校		→	成果普及

オ 保護者等のキャリア教育についての理解推進

障害のある児童・生徒の自立と社会参加を進めるためには、学校と家庭が協力してキャリア教育を推進することが大切です。キャリア教育を推進していくためには、家庭の中で児童・生

徒が役割をもち、家族の一員としての自覚を深める機会を意図的に設定するなど、保護者や家庭の協力が不可欠です。そのため、第三次実施計画においては、保護者向けの「キャリア教育セミナー」を実施し、保護者へのキャリア教育の理解促進を図ります。

(2) 進学希望への対応

ア 都立視覚障害特別支援学校における進学希望への対応

第一次・第二次実施計画に引き続き、高等部普通科において、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実させるとともに、必要に応じて学校間連携による都立高等学校等での単位取得等も進めていきます。

また、国立大学法人筑波技術大学ⁿ（以下「筑波技術大学」という。）をはじめとする各大学と連携した出前授業^oや大学体験入学、筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターと連携した大学入学準備や入学後の支援について検討していきます。

イ 都立聴覚障害特別支援学校における進学希望への対応

第一次・第二次実施計画に引き続き、大学等への進学を目指す生徒に対して、各種検定（漢字、数学、英語等）の受検、予備校の模擬試験の参加等、学力向上のための取組を充実させるとともに、必要に応じて学校間連携による都立高等学校等での単位取得なども進めます。

また、筑波技術大学をはじめとする各大学と連携した出前授業や大学における受講体験、筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターと連携した大学入学準備や入学後の支援について実施していきます。

ウ 都立知的障害特別支援学校における進学希望への対応

知的障害が軽い生徒の多様な進路希望にこたえるため、一般就労^pに向けた資格取得を目的とした専修学校等への進学支援を充実させます。そのため、第二次実施計画からの対応課題である都立知的障害特別支援学校高等部職業学科における「キャリア・アップコース」の教育内容・方法の研究・開発を行います。

エ 都立肢体不自由特別支援学校における進学希望への対応

都立肢体不自由特別支援学校には、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、こうした生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

こうしたことから、第三次実施計画においては、「肢体不自由特別支援学校高等部の教育課程の改善・充実に関する研究・開発事業（仮称）」を実施し、都立肢体不自由特別支援学校の教育課程の改善・充実を図りながら、進学指導の充実策について検討していきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
肢体不自由特別支援学校高等部の教育課程の改善・充実に関する研究・開発		検討	→	成果普及	→

オ 都立病弱特別支援学校における進学希望への対応

第二次実施計画に引き続き、都立病弱特別支援学校中学部及び高等部に在籍する高等学校や大学等への進学希望者に対し、教科指導や進路指導の一層の充実や、高等学校及び大学等との連携強化による進学支援に努めていきます。

今後、都立光明特別支援学校への教育機能の移転に当たっては、都立光明特別支援学校肢体不自由教育部門に在籍する「準ずる教育課程」⁹を履修する生徒との授業交流等を積極的に進め、生徒の多様な進路希望にこたえることのできる教育環境を整備していきます。

-
- a 個別移行支援計画
卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施するための計画。
- b 社会性の学習
自閉症の児童・生徒が、社会性の障害を有することを前提に、対人関係や社会生活に関わる行動について対応できるように必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、また支援を受けて行動できる力を培うことを目標とした学習。
(自閉症の教育課程の編成と「社会性の学習」平成19年3月 東京都教育委員会)
- c 自閉症の児童・生徒で編成した学級
現行の学級編成基準に基づき、自閉症の児童・生徒で編成した学級のこと。
- d ICT機器
都立学校「ICT計画」に基づき、都立学校に配備した教育用パソコン等の情報通信機器の総称である。障害支援機器には、障害種別に応じてパソコンに入力するための支援機器や、出力されたものをわかりやすくするための支援機器がある。
- e e-ラーニングシステム
パソコンやインターネットなどの情報通信技術を活用した学習システムのこと。都立特別支援学校においては、児童・生徒の自主的な学習のほか、教室以外の遠隔地や学習時間に制約がある病院内分教室における指導や在宅訪問指導などで活用することが期待できる。
- f 各教科等を合わせた指導
「学校教育法施行規則」の規定による各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う。特別支援学校学習指導要領解説には「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」の4つが示されているが、これらは教科名ではなく、各教科等の目標・内容を含む総合的な指導の形態の名称である。
なお、東京都においては、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校に「キャリアガイダンスの時間」を、また、知的障害を伴う自閉症の児童・生徒のための「社会性の学習」を新たに研究・開発し、各教科等を合わせた指導に加えている。
- g 生活単元学習
児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの。
- h 遊びの指導
遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。
- i 愛の手帳
東京都における療育手帳。知的障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳。知的障害の程度に基づいて発行され、1度が最重度、2度が重度、3度が中度、4度が軽度である。
- j 指導医
肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの実施に関して、各学校における体制整備や必要な技術の習得等について、学校や教員に対する指導・助言を行う医師。
- k 学習コンテンツ
教育用ICT機器で活用できる電子教材のこと。都立特別支援学校においても、障害特性に応じたわかりやすい授業を行うために、教育用ICT機器を活用した指導を行うことが重要である。
- l 保健医療科並びに理療科
高等部保健医療科
「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律」(昭和63年5月)により、保健医療科の入学資格は、大学に入学できる者と改められたが、著しい視覚障害のある者については特別措置として、当分の間、高等学校に入学できる者も認めることになった。その結果、盲学校の高等部(本科)にも専攻科にも修業年限3年の保健医療科を設置できるようになった。高等部(本科)保健医療科は、中学校等卒業者を対象とする。卒業すると高等部卒業資格とあん摩、マッサージ・指圧師の国家試験の受験資格が得られる。
専攻科保健医療科並びに理療科
専攻科には、高等学校又は高等部卒業見込み者又は卒業者が入学できる。「保健医療科」では、あん摩、マッサージ・指圧についての知識や技術を修得することができる。「理療科」では、あん摩、マッサージ・指圧の他に、鍼灸の技術を修得することができる。専攻科を修了すると国家試験の受験資格が得られる。
- m ヘルスキーパー
企業等の従業員を対象に、疲労回復やストレスの解消等のため、マッサージ、鍼灸などの施術を行う職業。

n 国立大学法人筑波技術大学

視覚障害者及び聴覚障害者のために創られた国立大学法人の大学（前身は筑波技術短期大学）。視覚障害者が主に健康づくりを学ぶ「保健科学部」と、聴覚障害者が主にものづくりを学ぶ「産業技術学部」の2学部、並びに各学部の学生やスタッフ及び学外への支援を担当する「障害者高等教育研究支援センター」から構成されている。

o 出前授業

学校からの要請に応じて、大学の教授等が出張して授業を行うこと。企業でも出前授業に取り組んでいるところがある。

p 一般就労

一般就労

一般の事業所（会社や工場・商店など）に就労すること。

福祉就労

一般就労することが難しい障害者の働く場として、「授産施設」や「作業所」がある。これを「一般就労」に対して「福祉就労」という。「授産施設」は、主に軽作業を用意して作業訓練を行い、毎月、工賃（給料）を支給している施設である。就労が可能な者や希望する者には、一般就労を目指した作業訓練を行っている。また、作業だけでなく、創作活動や生活力の向上・余暇活動にも積極的に取り組んでいる施設もある。こうした施設の大半は通所形態の施設である。

q 準ずる教育課程

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、「学校教育法第72条に基づき、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行う教育課程である。「準ずる」とは、各教科等の目標・内容が、原則として小・中学校、高等学校と同様であることを意味する。